

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

規則	五四
○福島県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則	五四
告示	五五
○救急病院等を定める省令により救急病院を認定した件	五五
○大規模小売店舗立地法による新設の届出があった件	五五
○大規模小売店舗の新設の届出について意見があった件	五五
○大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件二件	五五
○患者又は疑似患者の発見について届出があった件	五五
○保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件	五五
○道路の区域を変更する件二件	五五
○道路の供用を開始する件二件	五五
公告	五九
○土地改良区の役員が退任した旨届出があった件	五九
○土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件	五九
○随意契約の相手方を決定した件	五九
福島県公安委員会	五〇
○福島県公安委員会文書管理規則の一部を改正する規則	五〇
福島県選挙管理委員会	五〇
○不在者投票のできる施設の所在地を変更した旨届出があった件	五〇

## 規 則

福島県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和三年十二月十七日

### 福島県規則第八十五号

福島県知事 内堀雅雄

### 福島県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

福島県林業・木材産業改善資金貸付規則（平成十六年福島県規則第三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」を「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に、「公共建築物木材利用促進法」を「建築物木材利用促進法」に、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律施行令」を「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律施行令」に改める。

第二条第二項第八号中「公共建築物木材利用促進法第十二条」を「建築物木材利用促進法第十九条」に改める。

この規則は、公布の日から施行する。

（林業振興課）

## 告 示

### 福島県告示第八百一十号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を令和三年十二月十五日救急病院として認定した。

令和三年十二月十七日

名称	所在地	福島県知事 内堀雅雄
福島西部病院	福島市東中央三十一	認定有効期限
		令和六年二月一四日
		（地域医療課）

### 福島県告示第八百一十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。なお、当該届出及び同条第二項に規定する添付書類を令和三年十二月十七日から令和四年四月十七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市産業観光部産業政策課に備え置いて縦覧に供する。

令和三年十二月十七日

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）スーパーセンタートライアル郡山八山田店 福島県郡山市富久山町八山田字土布池一一番七ほか
- 二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

福島県知事 内堀雅雄

- 1 大規模小売店舗を設置する者  
名称 株式会社トライアルカンパニー  
代表者の氏名 代表取締役 石橋 亮太  
住所 福島県福島市東区多の津一丁目一二番二号  
大規模小売店舗において小売業を行う者  
名称 株式会社トライアルカンパニー  
代表者の氏名 代表取締役 石橋 亮太  
住所 福島県福島市東区多の津一丁目一二番二号  
大規模小売店舗の新設をする日  
令和四年八月三日
  - 二 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
六千六百二平方メートル
  - 三 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項  
1 駐車場の位置及び収容台数  
(一) 位置 別紙図面のとおり  
(二) 収容台数 三百四十九台
  - 四 駐輪場の位置及び収容台数  
(一) 位置 別紙図面のとおり  
(二) 収容台数 三十台
  - 五 荷さばき施設的位置及び面積  
(一) 位置 別紙図面のとおり  
(二) 面積 百三十八平方メートル
  - 六 廃棄物等の保管施設的位置及び容量  
(一) 位置 別紙図面のとおり  
(二) 容量 二十八立方メートル
  - 七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項  
1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
(一) 開店時刻 午前零時  
(二) 閉店時刻 午後十二時
  - 八 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前零時から午後十二時まで
  - 九 駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
(一) 数 三箇所  
(二) 位置 別紙図面のとおり
  - 十 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前六時から午後十時まで
  - 十一 届出年月日  
令和三年十二月二日
- (「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

福島県告示第八百三十三号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により第五條第一項の新設の届出に係り聴取した意見の概要及び第八條第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和三年十二月十七日から令和四年一月十七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び玉川村産業振興課に備え置いて縦覧に供する。  
令和三年十二月十七日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
(仮称)クスリのアオキ福島玉川店 福島県石川郡玉川村大字小高字北畷一四番一ほか
- 二 法第八条第一項の規定により玉川村から聴取した意見の概要  
意見なし。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要  
意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第八百四十四号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により第六條第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八條第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和三年十二月十七日から令和四年一月十七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び須賀川市経済環境部商工課に備え置いて縦覧に供する。  
令和三年十二月十七日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
フレスポ須賀川 福島県須賀川市森宿字北向八番一ほか
- 二 法第八条第一項の規定により須賀川市から聴取した意見の概要  
意見なし。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要  
意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第八百五十五号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一

項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和三年十二月十七日から令和四年一月十七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及びいわき市産業振興部商業労政課に備え置いて縦覧に供する。

令和三年十二月十七日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
フレスポいわき泉町 福島県いわき市泉町下川字薬師前一一一番地一ほか
- 二 法第八条第一項の規定によりいわき市から聴取した意見の概要  
意見なし。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要  
意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

**福島県告示第八百六号**

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第十三条第一項の規定により、家畜が患畜又は疑似患畜となったことの発見について次のとおり届出があった。

令和三年十二月十七日

福島県知事 内堀雅雄

病名	畜種	患畜及び疑似患畜の区分	発見頭数	発見の場所	発見年月日	摘要
ヨーネ病	牛	患畜	一頭	須賀川市	令和三年一月十七日	殺処分

(畜産課)

**福島県告示第八百七号**

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和三年十二月十七日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
二本松市戸沢字中袖七三
- 二 保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- (1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、二本松市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

- 次のとおりとする。
- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
二本松市木幡字塩沢一七九の一、一八〇
- 保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- (1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、二本松市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

- 次のとおりとする。
- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
二本松市針道字檜崎八七
- 保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- (1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、二本松市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

- 次のとおりとする。
- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
二本松市太田字鍛冶内一一〇、一三六、一四〇、一四四、一四五、一四七、一四八、一七〇
- 保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 立木の伐採の方法

- (1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、二本松市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
  - 次のとおりとする。
- 五 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
  - 二本松市太田字深田前一六三から一六七まで、一六九の一
- 2 保安林として指定された目的
  - 土砂の崩壊の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (一) 立木の伐採の方法
    - (1) 主伐は、択伐による。
    - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、二本松市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (二) 立木の伐採の限度
    - 次のとおりとする。
- 六 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
  - 二本松市太田字上向田一〇〇
- 2 保安林として指定された目的
  - 土砂の崩壊の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (一) 立木の伐採の方法
    - (1) 主伐は、択伐による。
    - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、二本松市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (二) 立木の伐採の限度
    - 次のとおりとする。
- 七 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
  - 二本松市木幡字小太郎内一二三
- 2 保安林として指定された目的
  - 土砂の崩壊の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (一) 立木の伐採の方法
    - (1) 主伐は、択伐による。
    - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、二本松市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
  - 次のとおりとする。
- 八 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
  - 二本松市木幡字治家四九の三
- 2 保安林として指定された目的
  - 土砂の崩壊の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (一) 立木の伐採の方法
    - (1) 主伐は、択伐による。
    - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、二本松市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (二) 立木の伐採の限度
    - 次のとおりとする。
- 九 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
  - 二本松市太田字喜六田三
- 2 保安林として指定された目的
  - 土砂の崩壊の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (一) 立木の伐採の方法
    - (1) 主伐は、択伐による。
    - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、二本松市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (二) 立木の伐採の限度
    - 次のとおりとする。
- 十 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
  - 二本松市木幡字桜本七三、字治家六〇の三
- 2 保安林として指定された目的
  - 土砂の崩壊の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (一) 立木の伐採の方法
    - (1) 主伐は、択伐による。
    - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、二本松市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (二) 立木の伐採の限度
    - 次のとおりとする。

十一 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

- 2 二本松市針道字立石三二の二 保安林として指定された目的土砂の崩壊の防備
- 3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- (1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、二本松市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

十二 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

- 2 二本松市戸沢字白ヶ作五三 保安林として指定された目的土砂の崩壊の防備
- 3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- (1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、二本松市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

十三 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

- 2 二本松市木幡字下一一三八、一三九 保安林として指定された目的土砂の崩壊の防備
- 3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- (1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、二本松市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び二本松市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第八八八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路路線室道路計画課及び福島県南建設事務所で令和三年十二月十七日から二週間一般の縦覧に供する。令和三年十二月十七日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道塙泉 崎線	白河市東上野出島字藪 六七番五地先から 同 市東上野出島字三 筋一四七番地先まで	変更前 A 六・一〇 一七・二二 B 一三・七〇 三三・一〇	変更後 B 一三・七〇 二二・九〇	八〇三・五 七五二・四 七七〇・九

(道路計画課)

福島県告示第八八九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路路線室道路計画課及び福島県中建設事務所で令和三年十二月十七日から二週間一般の縦覧に供する。令和三年十二月十七日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道石川 鴉子線	石川郡石川町大字中田 字八又二四番二地先か ら 同 郡同 町大字中田 字上矢造三五番一地先 まで	変更前 A 一〇・〇〇 七五・〇〇	変更後 A 一〇・〇〇 七五・〇〇	七五〇・〇

石川郡石川町大字中田字八又二四番二地先から	変更後	A 一〇・〇〇 七五・〇〇	七五〇・〇〇
同 郡同 町大字中田字上矢造三五番一地先まで		B 六・〇〇 四〇・〇〇	九三二・〇〇
石川郡石川町大字中田字八又二四番一地先から			
同 郡同 町大字中田字上矢造二七番地先まで			

(道路計画課)

**福島県告示第八百十号**  
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所で令和三年十二月十七日から二週間一般の縦覧に供する。  
 令和三年十二月十七日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道塙泉崎線	白河市東上野出島字藪六七番五地先から 同 市東上野出島字二筋一四七番地先まで	令和三年十二月一七日

(道路計画課)

**福島県告示第八百一十号**  
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所で令和三年十二月十七日から二週間一般の縦覧に供する。  
 令和三年十二月十七日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
一般国道二九四号	白河市南湖七三番一地先から 同 市東大沼一八四番一地先まで	令和三年十二月一七日

(道路計画課)

公 告

**公告第二百五十号**  
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨届出があった。  
 令和三年十二月十七日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良区の名称  
 飯館村土地改良区  
 退任した役員  
 役別 氏名 住所  
 理事 長谷川 健一 相馬郡飯館村前田字古今明三〇五番地

(農村計画課)

**公告第二百五十一号**  
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。  
 令和三年十二月十七日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良区の名称  
 そうま土地改良区  
 退任した役員  
 役別 氏名 住所  
 理事 齋藤 義雄 相馬市新沼字鹿島前三三四番地  
 就任した役員  
 役別 氏名 住所  
 理事 紺野 正広 相馬市新沼字神明前一七九番地

(農村計画課)

**公告第252号**

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥処分業務（県中浄化センター）の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県流域下水道事業の会計に関する規則（令和2年福島県規則第37号）第225条第1項の規定により公告する。

令和3年12月17日

福島県県中流域下水道建設事務所長 半 澤 雅 則

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び予定数量  
脱水汚泥処分業務（県中浄化センター） 3,700 t
- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地  
福島県県中流域下水道建設事務所 福島県郡山市日和田町字山ノ井5番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和3年10月26日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
オリックス資源循環株式会社 埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山313番地
- 5 随意契約に係る契約金額  
41,800円（1 t当たり）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由  
特例政令第11条第1項第1号該当

（総 務 課）

福島県公安委員会文書管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和3年12月17日

福島県公安委員会委員長 佐々木 貢 一

**福島県公安委員会規則第9号**

**福島県公安委員会文書管理規則の一部を改正する規則**

福島県公安委員会文書管理規則（平成12年福島県公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第9条第3項中「年の翌年の1月1日（会計年度により処理する業務に係るものにあつては、4月1日）」を「年度の翌年度の4月1日（暦年により処理する業務に係るものにあつては、その文書を作成し、又は取得した日の属する年の翌年の1月1日）」に改める。

**附 則**

この規則は、令和3年12月20日から施行する。

（県民サービス課）

**福島県選挙管理委員会**

**福島県選挙管理委員会告示第百一号**

福島県公職選挙等執行規程（昭和四十年福島県選挙管理委員会告示第十八号）第八條第四項（第九條第一項、第十條第一項、第十一條第一項又は第十二條第一項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり不在者投票のできる施設の所在地を変更した旨の届出があつた。

令和三年十二月十七日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊 博

変更前	福島赤十字病院 福島市入江町一番三二号
変更後	福島赤十字病院 福島市八島町七番七号
変更年月日	平成三二年一月一日